

【表紙】

| | |
|------------|---|
| 【提出書類】 | 四半期報告書 |
| 【根拠条文】 | 金融商品取引法第24条の4の7第1項 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成29年10月13日 |
| 【四半期会計期間】 | 第187期第3四半期（自平成29年6月1日至平成29年8月31日） |
| 【会社名】 | 日本毛織株式会社 |
| 【英訳名】 | THE JAPAN WOOL TEXTILE CO., LTD. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 富田 一弥 |
| 【本店の所在の場所】 | 神戸市中央区明石町47番地 |
| 【電話番号】 | 神戸(078)333局5050番 （上記は登記上の本店所在地であり、実際の本店業務の大部分は下記で行っております。） 本店事務取扱場所 大阪市中央区瓦町3丁目3番10号 電話番号 大阪(06)6205局6635番 |
| 【事務連絡者氏名】 | 財經室長 藤原 浩司 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都中央区八丁堀1丁目2番8号 ニッケ東京ビル内 日本毛織株式会社 東京支社 |
| 【電話番号】 | 東京(03)3551局1252番（代表） |
| 【事務連絡者氏名】 | 東京支社長 兼 東京支社総務課長 買手 宏 |
| 【縦覧に供する場所】 | 日本毛織株式会社 本社 （大阪市中央区瓦町3丁目3番10号） 日本毛織株式会社 東京支社 （東京都中央区八丁堀1丁目2番8号 ニッケ東京ビル内） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） |

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

| 回次 | 第186期 第3四半期連結 累計期間 | 第187期 第3四半期連結 累計期間 | 第186期 |
|----------------------------------|------------------------------|------------------------------|-------------------------------|
| 会計期間 | 自 平成27年12月1日 至 平成28年8月31日 | 自 平成28年12月1日 至 平成29年8月31日 | 自 平成27年12月1日 至 平成28年11月30日 |
| 売上高 (百万円) | 73,063 | 76,100 | 100,982 |
| 経常利益 (百万円) | 5,670 | 5,952 | 7,649 |
| 親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益 (百万円) | 4,164 | 3,920 | 5,002 |
| 四半期包括利益又は包括利益 (百万円) | 304 | 5,555 | 2,080 |
| 純資産額 (百万円) | 79,775 | 86,022 | 82,155 |
| 総資産額 (百万円) | 127,025 | 135,357 | 131,343 |
| 1株当たり四半期(当期) 純利益金額 (円) | 56.50 | 53.20 | 67.88 |
| 潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円) | - | - | - |
| 自己資本比率 (%) | 62.0 | 62.8 | 61.8 |

| 回次 | 第186期 第3四半期連結 会計期間 | 第187期 第3四半期連結 会計期間 |
|-----------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 会計期間 | 自 平成28年6月1日 至 平成28年8月31日 | 自 平成29年6月1日 至 平成29年8月31日 |
| 1株当たり四半期 純利益金額 (円) | 14.65 | 17.09 |

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。
2. 売上高は、消費税等抜きで表示しております。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間における経済環境は、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動などの影響があるものの、雇用情勢の改善や企業の設備投資および個人消費の持ち直しの動きを受け、全体としては緩やかな回復基調が続きました。

このような情勢の中、当社グループは「ニッケグループRN130第1次中期経営計画」の初年度として、成長事業と新規事業への資源の重点配分、海外ビジネスの拡大、資産効率の改善、事業部内再編によるシナジー効果の創出を基本戦略として取り組んでまいりました。

この結果、当第3四半期連結累計期間の業績は、売上高76,100百万円（前年同期比4.2%増）、営業利益5,685百万円（前年同期比1.4%減）、経常利益5,952百万円（前年同期比5.0%増）、親会社株主に帰属する四半期純利益3,920百万円（前年同期比5.9%減）となりました。

事業の種類別セグメントの概況は以下のとおりであります。

衣料繊維事業

「衣料繊維事業」は、ウール由来の先端素材やハイブリッド素材・製品の開発・提供を行っております。

売糸は、海外は欧州向けなどでは増収となりましたが、国内は小売店頭での秋冬物の販売不振の影響により尾州産地の糸需要が減少し、減収となりました。

学校制服用素材は、需要が堅調に推移し、増収となりました。

官公庁制服用素材は、消防関係の需要増と、諸官庁向けの大口受注が寄与したことにより、増収となりました。

一般企業制服用素材は、マイナス金利の影響で金融機関向けなど大口物件の更改需要が低調であったため、減収となりました。

一般衣料用素材は、北米向け販売が減少したものの、郊外店、総合スーパー向けの販売が順調に推移し、ほぼ横ばいとなりました。

この結果、衣料繊維事業の当第3四半期連結累計期間の売上高は26,072百万円（前年同期比2.9%減）となりました。

産業機材事業

「産業機材事業」は、ウールから化合織、糸から紐・フェルト・不織布など産業用資材・生活用資材の開発・製造・卸売、産業用機器の設計・製造・販売、および、環境・エネルギーシステムの設計・施工・メンテナンスを行っております。

産業用資材は、自動車生産台数が好調に推移する中で車両向けの縫製糸や不織布、ハイブリッド車向けの結束紐が売上を伸ばしました。また、芯地・工業用不織布や楽器用フェルトが好調で、全体として増収となりました。

生活用資材は、スポーツ用品ではテニスをはじめ需要に昨年の勢いがなく、釣具でも主力商品のリニューアルに伴う旧品処分が影響して、ともに減収となりました。

産業用機械・計測器は、車載電装品・安全部品製造ラインのファクトリーオートメーション装置の受注が、引き続き順調に推移し、新規開発した全自動抵抗溶接機は光通信機器向けに好調、半導体・電子部品向け装置の販売も寄与し、増収となりました。

エネルギー事業は、ソーラー発電設備工事の受注が減少し、減収となりました。

この結果、産業機材事業の当第3四半期連結累計期間の売上高は15,292百万円（前年同期比13.6%増）となりました。

人とみらい開発事業

「人とみらい開発事業」は、「街づくり」を主眼とした地域共生型のサービスの提供および不動産開発を行っております。

商業施設運営事業は、「ニッケコルトンプラザ」（千葉県市川市）では、一部リニューアルに伴うテナント休業があった前期との比較から、増収となりました。また、「ニッケパークタウン」（兵庫県加古川市）では、昨年10月

の本館リニューアル効果に加え、本年7月にリバーサイド館を「ミーツテラス」としてリニューアルオープンし、大幅な増収となりました。

不動産事業は、賃貸事業では新規案件の賃貸開始及び賃貸ビルの稼働率向上により、増収となりました。ソーラー発電事業につきましては、前年同期並みとなりました。建設事業は、一部の工事の遅れなどにより減収となりました。

ゴルフ事業は、練習場・コースへの来場者数が減少したことに加え、インストラクター不足によりスクール会員数が伸び悩み、減収となりました。テニス事業では、会員数の伸び悩みがあるものの、受講料改定に加え、イベントやショップ販売も堅調に推移したことで、増収となりました。

介護事業は、本年1月に岸和田事業所を閉鎖したものの、昨年12月にオープンした特定施設「あすも加古川」（兵庫県加古川市）に加え、本年2月にオープンした特定施設「あすも市川」（千葉県市川市）、住宅型有料老人ホーム「あすも市川ハイム」（千葉県市川市）の入居が進んだことにより増収となりました。また、居宅支援事業、福祉用具レンタル、住宅改修事業では、営業エリアの拡充による利用者増と大型案件の受注により、増収となりました。

携帯電話販売事業は、昨年行った店舗再編による影響があるものの、新規出店により前期同期並みとなりました。

菓子類販売事業は、一部の店舗再編はあったものの、昨年10月に「シャトレゼ福山駅家店」（広島県福山市）と「シャトレゼ加古川ニッケパークタウン店」（兵庫県加古川市）を新規に出店し、キャンペーンの効果もあり、大幅な増収となりました。

キッズ事業は、昨年11月に「ニッケ・ピュアハートキッズランド 尼崎つかしん」（兵庫県尼崎市）、同12月に「ニッケ・ピュアハートキッズランド LALA ガーデンつくば」（茨城県つくば市）を出店したことに加え、本年4月に「ニッケ・ピュアハートキッズランド フレスポしかな」（堺市北区）を新規出店し、大幅な増収となりました。

ビデオレンタル・書籍販売事業は、一部の店舗の再編による影響で減収となりました。

アミューズメント事業は、出店施設の改装等による休業の影響により、減収となりました。

この結果、人とみらい開発事業の当第3四半期連結累計期間の売上高は25,481百万円（前年同期比0.4%増）となりました。

生活流通事業

「生活流通事業」は、商社機能を活かしたグループ内外に対する販売・物流サービスの提供を行っております。

寝装事業は、トランスポート用ひざ掛けなどの業務用寝装品が好調で、増収となりました。

馬具・乗馬用品事業は、例年行うセールを縮小したことにより、減収となりました。貿易事業はコンテナ事業、輸入代行事業とも好調で、増収となりました。

100円ショップ向け卸売事業は、新商品の開発と重点顧客への販売が好調で、増収となりました。

ホビークラフト用事業は、北米向け販売の不振と国内大口向け産業用インクが伸び悩み減収となりましたが、スタンプ販売を行う株式会社こどものかお（東京都中野区）がグループに加わったことにより、全体では増収となりました。

寝具・寝装品やインテリア用品の製造・販売を主としたEコマース事業は、夏物の軽寝具やOEM商品の販売が好調だったことに加え、家具・室内装飾品・日用雑貨などを扱うミヤコ商事株式会社（東京都中央区）がグループに加わったことにより、大幅な増収となりました。

保険事業は、主力のがん保険の販売は堅調に推移しましたが、貯蓄型保険の販売が減少したことにより、減収となりました。

この結果、生活流通事業の当第3四半期連結累計期間の売上高は9,254百万円（前年同期比25.6%増）となりました。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は「株式会社の支配に関する基本方針」を定めており、その内容は以下のとおりであります。

（株式会社の支配に関する基本方針）

1. 基本方針の内容の概要

当社は、最終的に会社の財務および事業の方針の決定を支配するのは株主の皆様であり、株主構成は、資本市場での株式の自由な取引を通じて決まるものと考えています。したがって、会社の経営支配権の移転を伴う株式の買付提案に応じるか否かの最終的な判断は、株主の皆様委ねられるべきものと認識しています。

しかし、株式の大量取得行為や買付提案の中には、その目的などから当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうなど、当社に回復しがたい損害をもたらすと判断される場合があることが想定され、当社は、このような行為を行う者は当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。

したがって、そのような行為に対しては、当社取締役会が原則として何らかの対抗措置を講じることを基本方針としています。

2. 基本方針の実現に資する取組みの概要

当社は1896年（明治29年）の創業以来、永年にわたって培った独自の技術力・企画開発力を基盤に、ウールの総合メーカーとして品質の向上や技術開発に努め、我が国の繊維産業の発展に寄与するとともに、“ウールのニッケ”として高い評価を得てまいりました。そして今日は「繊維」「非繊維」の意識を超え、“人と地球に「やさしく、あったかい」企業グループとして、わたしたちは情熱と誇りをもってチャレンジして行きます。”という経営理念・経営方針で統一された「衣料繊維事業」、「産業機材事業」、「人とみらい開発事業」、「生活流通事業」の4つの事業領域すべてを「本業」と位置づけ、事業を展開しております。当社グループ会社は約50社となり、その事業内容を多種多様に变化させながら収益の拡大を目指してきました。

当社は創立120周年の節目となる2016年に向けた「ニッケグループ中長期ビジョン（NN120ビジョン）」を策定し、その実現に注力してまいりました。その間、経営環境の不確実さに加え、リーマンショックや東日本大震災など当初想定しえない事態の発生も影響し、当ビジョン策定時点では1,000億円を超えていた連結売上高は一時800億円台にまで落ち込んだものの、グループを挙げての経営努力により再び1,000億円台を回復する状態まで持ち直し、中でも営業利益については7期連続の増益となりました。そして、今後10年間の目指す方向性、企業像、経営戦略を再構築し、さらなる中長期的な企業価値の向上を目指すため、2017年度を初年度とする「RN（リニューアル・ニッケ）130ビジョン」を策定しました。

120年にわたる歴史や伝統と、創業からの継続的な革新の積み重ねを企業価値の源泉としつつ、さらに情熱と誇りを持ってチャレンジし続け、魅力的な事業を創造し、地球環境と調和する「みらい生活創造企業」を目指していくことこそ、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の向上に繋がるものと確信しております。そのためには、株主の皆様をはじめとするステークホルダーの皆様との良好な関係を構築し、コーポレート・ガバナンス（企業統治）を充実させ、中長期的な視点から安定的な事業運営を行うことが必要であると考えます。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、平成27年2月25日開催の第184回定時株主総会にて株主の皆様から承認を受け「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）を継続導入いたしました。本プランは大規模買付行為に対して一律に対抗措置を発動する趣旨のものではなく、株主の皆様が適切な判断を行うことができるようにするため、株主の皆様に対して、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上の観点から大規模買付行為を受け入れるかどうかの検討に必要な大規模買付者からの情報および当社取締役会の評価・意見を提供し、さらには株主の皆様が熟慮に必要な時間を確保するものです。

(1) 本プランが対象とする大規模買付行為

当社が発行する株券等について保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付行為。

(2) 本プランの概要

大規模買付ルールの概要

()大規模買付者に対する情報提供の要請

買付行為に先立って、当社取締役会は、大規模買付者に対し、株主の皆様の判断および当社取締役会の評価検討のために必要かつ十分な情報（以下「大規模買付情報」といいます。）の提供を要請します。

()取締役会による評価検討

当社取締役会は、大規模買付者による大規模買付情報の提供が完了した後、90日間（対価が現金（円貨）の場合は60日間）を上限とする取締役会評価期間において、提供された大規模買付情報を十分に評価検討し、意見等を取りまとめたくうで株主の皆様公表します。なお、大規模買付行為は、当該評価期間の経過後にのみ開始されるべきものとします。

大規模買付行為がなされた場合の対応

()大規模買付ルールが遵守されない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会は、その責任において当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上を目的として、新株予約権の無償割当て、その他法令および当社定款が取締役会の権限として認める措置（以下「対抗措置」といいます。）の発動を決議します。

()大規模買付ルールが遵守された場合

当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として対抗措置の発動を行いません。ただし、当該大規模買付が本プランに定める類型に該当し、当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうなど、当社に回復しがたい損害をもたらすものと認められる場合には、当社取締役会は対抗措置を発動する決議をすることがあります。この場合、当社取締役会は、決議に先立ってその判断の合理性および公正性を担保するために、特別委員会に対して対抗措置を講じることの是非を諮問します。特別委員会は当該大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく毀損するものであるか否かについて十分に評価検討し、当

社取締役会に対して対抗措置の発動・不発動の勧告を行います。また、特別委員会が、株主の皆様のご意思を確認すべき旨を勧告した場合、当社取締役会は、原則として株主意思確認総会での株主投票または書面投票のいずれかを選択して、株主の皆様のご意思を確認します。この結果を受け、当社取締役会は、善管注意義務にしがたいその責任により特別委員会からの勧告、株主意思確認総会または書面投票の結果を最大限尊重し、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上の観点からすみやかに対抗措置を発動するか否かを決議します。

4. 前記取組みが基本方針にしがたい、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことおよびその理由

(1) 当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式等に対する大規模買付行為等がなされた際に、株主の皆様にとって検討に必要な情報や期間を確保し、あるいは当社取締役会が代替案を提示したり買付者と交渉することなどを可能にすることを目的として導入しております。しがたがいて、本プランの目的に反して、株主共同の利益を向上させる買収を阻害するなど、経営陣の保身を図ることを目的として本プランが利用されることはありません。

(2) 恣意的な対抗措置発動の防止

当社は、対抗措置の発動などを含む本プランの運用に関する決議および勧告を客観的に行うため、独立性の高い社外取締役、社外監査役を中心に構成された「特別委員会」を設置しております。また、本プランは客観的かつ合理的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されているため、当社取締役会による恣意的な発動を防止し、透明な運営が行われる仕組みを確保しております。

(3) 株主意思の反映

本プランは、株主総会において株主の皆様による決議に基づき導入したものです。なお、本プランには有効期間を3年間とするサンセット条項を付しておりますが、その期間内に本プランを廃止する旨の株主総会決議、取締役会決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。また、当社取締役の任期は1年ですので、取締役の選任を通じて株主の皆様のご意思を反映することが可能となっております。このように、本プランはデッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではなく、本プランの導入および廃止には株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっております。

(3) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間における当社グループの研究開発費は647百万円であります。

なお、当第3四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数(株) |
|------|-------------|
| 普通株式 | 192,796,000 |
| 計 | 192,796,000 |

【発行済株式】

| 種類 | 第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成29年8月31日) | 提出日現在発行数 (株) (平成29年10月13日) | 上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名 | 内容 |
|------|--|----------------------------------|------------------------------------|--|
| 普通株式 | 86,478,858 | 86,478,858 | 東京 (市場第一部) | 完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当社に おける標準となる株式 単元株式数 100株 |
| 計 | 86,478,858 | 86,478,858 | - | - |

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式 総数増減数 (株) | 発行済株式 総数残高 (株) | 資本金増減額 (百万円) | 資本金残高 (百万円) | 資本準備金 増減額 (百万円) | 資本準備金 残高 (百万円) |
|--------------------------|-----------------------|----------------------|-----------------|----------------|-----------------------|----------------------|
| 平成29年6月1日～ 平成29年8月31日 | - | 86,478,858 | - | 6,465 | - | 5,064 |

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7)【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成29年5月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成29年5月31日現在

| 区分 | 株式数(株) | 議決権の数(個) | 内容 |
|----------------|-----------------------------|----------|---------------------------|
| 無議決権株式 | - | - | - |
| 議決権制限株式(自己株式等) | - | - | - |
| 議決権制限株式(その他) | - | - | - |
| 完全議決権株式(自己株式等) | (自己保有株式) 普通株式 12,748,400 | - | 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 |
| | (相互保有株式) 普通株式 117,000 | - | 同上 |
| 完全議決権株式(その他) | 普通株式 73,450,900 | 734,509 | 同上 |
| 単元未満株式 | 普通株式 162,558 | - | - |
| 発行済株式総数 | 86,478,858 | - | - |
| 総株主の議決権 | - | 734,509 | - |

【自己株式等】

平成29年5月31日現在

| 所有者の氏名 又は名称 | 所有者の住所 | 自己名義 所有株式数 (株) | 他人名義 所有株式数 (株) | 所有株式数 の合計 (株) | 発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%) |
|---------------------|---------------------------|----------------------|----------------------|---------------------|--------------------------------|
| (自己保有株式) 日本毛織(株) | 神戸市中央区明石町 47番地 | 12,748,400 | - | 12,748,400 | 14.74 |
| (相互保有株式) 芦森工業(株) | 大阪市西区 北堀江3丁目 10番18号 | 117,000 | - | 117,000 | 0.14 |
| 計 | - | 12,865,400 | - | 12,865,400 | 14.88 |

2【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は次のとおりであります。

(取締役の状況)

役職の異動

| 新役名及び職名 | 旧役名及び職名 | 氏名 | 異動年月日 |
|--|----------------------------|-------|-----------|
| 取締役 常務執行役員 衣料繊維事業本部長 兼 テキスタイル事業部長 | 取締役 常務執行役員 衣料繊維事業本部長 | 島津 貞敏 | 平成29年6月1日 |

(執行役員の状況)

役職の異動

| 新役名及び職名 | 旧役名及び職名 | 氏名 | 異動年月日 |
|--|---|-------|------------|
| 執行役員 衣料繊維事業本部 製造統括部長 兼 ファブリック事業部長 | 執行役員 衣料繊維事業本部 製造統括部長 | 川村 善朗 | 平成29年6月1日 |
| 執行役員 人とみらい開発事業本部 開発事業部長 兼 不動産部長 兼 神戸本店長 兼 加古川事務所長 | 執行役員 人とみらい開発事業本部 開発事業部長 兼 不動産部長 兼 神戸本店長 | 木村 雅一 | 平成29年6月10日 |
| 執行役員 経営戦略センター 経営企画室長 | 執行役員 経営戦略センター 経営企画室長 兼 監査室長 | 岡本 雄博 | 平成29年8月1日 |

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成29年6月1日から平成29年8月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成28年12月1日から平成29年8月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、ひびき監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (平成28年11月30日) | 当第3四半期連結会計期間 (平成29年8月31日) |
|---------------|--------------------------|------------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 14,361 | 17,061 |
| 受取手形及び売掛金 | 22,540 | 18,730 |
| 商品及び製品 | 14,768 | 15,546 |
| 仕掛品 | 6,471 | 6,643 |
| 原材料及び貯蔵品 | 1,746 | 1,911 |
| 繰延税金資産 | 1,125 | 1,158 |
| その他 | 3,146 | 3,673 |
| 貸倒引当金 | 239 | 68 |
| 流動資産合計 | 63,921 | 64,656 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物及び構築物(純額) | 25,300 | 27,038 |
| 機械装置及び運搬具(純額) | 6,459 | 6,217 |
| 土地 | 7,960 | 8,461 |
| 建設仮勘定 | 1,512 | 244 |
| その他(純額) | 793 | 1,013 |
| 有形固定資産合計 | 42,026 | 42,975 |
| 無形固定資産 | | |
| のれん | 546 | 527 |
| その他 | 796 | 1,029 |
| 無形固定資産合計 | 1,342 | 1,557 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | 21,330 | 23,347 |
| 長期貸付金 | 3 | 2 |
| 破産更生債権等 | 74 | 233 |
| 長期前払費用 | 209 | 180 |
| 退職給付に係る資産 | 236 | 230 |
| 繰延税金資産 | 438 | 417 |
| その他 | 1,855 | 2,012 |
| 貸倒引当金 | 95 | 254 |
| 投資その他の資産合計 | 24,052 | 26,168 |
| 固定資産合計 | 67,422 | 70,701 |
| 資産合計 | 131,343 | 135,357 |

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (平成28年11月30日) | 当第3四半期連結会計期間 (平成29年8月31日) |
|---------------|--------------------------|------------------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 支払手形及び買掛金 | 11,323 | 10,041 |
| 短期借入金 | 11,174 | 13,688 |
| 未払法人税等 | 1,614 | 705 |
| 引当金 | 643 | 854 |
| その他 | 6,823 | 5,961 |
| 流動負債合計 | 31,579 | 31,252 |
| 固定負債 | | |
| 長期借入金 | 4,239 | 4,273 |
| 繰延税金負債 | 3,041 | 3,487 |
| 退職給付に係る負債 | 2,605 | 2,601 |
| 長期預り敷金保証金 | 6,633 | 6,618 |
| 資産除去債務 | 349 | 352 |
| その他 | 739 | 749 |
| 固定負債合計 | 17,608 | 18,083 |
| 負債合計 | 49,188 | 49,335 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 6,465 | 6,465 |
| 資本剰余金 | 4,503 | 4,503 |
| 利益剰余金 | 74,121 | 76,371 |
| 自己株式 | 8,336 | 8,337 |
| 株主資本合計 | 76,754 | 79,003 |
| その他の包括利益累計額 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 5,073 | 6,537 |
| 繰延ヘッジ損益 | 39 | 36 |
| 為替換算調整勘定 | 522 | 473 |
| 退職給付に係る調整累計額 | 1,184 | 1,077 |
| その他の包括利益累計額合計 | 4,451 | 5,969 |
| 非支配株主持分 | 949 | 1,050 |
| 純資産合計 | 82,155 | 86,022 |
| 負債純資産合計 | 131,343 | 135,357 |

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

| | 前第3四半期連結累計期間 (自平成27年12月1日 至平成28年8月31日) | 当第3四半期連結累計期間 (自平成28年12月1日 至平成29年8月31日) |
|------------------|--|--|
| 売上高 | 73,063 | 76,100 |
| 売上原価 | 54,593 | 56,634 |
| 売上総利益 | 18,469 | 19,466 |
| 販売費及び一般管理費 | 12,700 | 13,781 |
| 営業利益 | 5,768 | 5,685 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 21 | 16 |
| 受取配当金 | 445 | 554 |
| 持分法による投資利益 | 129 | - |
| その他 | 257 | 190 |
| 営業外収益合計 | 853 | 762 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 96 | 69 |
| 為替差損 | 445 | 30 |
| 持分法による投資損失 | - | 188 |
| その他 | 408 | 205 |
| 営業外費用合計 | 951 | 494 |
| 経常利益 | 5,670 | 5,952 |
| 特別利益 | | |
| 投資有価証券売却益 | 19 | 1 |
| 固定資産売却益 | 898 | 154 |
| 関係会社清算益 | - | 145 |
| 特別利益合計 | 918 | 301 |
| 特別損失 | | |
| 投資有価証券評価損 | 1 | - |
| 事業構造改善費用 | 227 | 177 |
| 特別損失合計 | 229 | 177 |
| 税金等調整前四半期純利益 | 6,359 | 6,077 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 2,058 | 2,261 |
| 法人税等調整額 | 9 | 211 |
| 法人税等合計 | 2,068 | 2,049 |
| 四半期純利益 | 4,290 | 4,027 |
| 非支配株主に帰属する四半期純利益 | 126 | 106 |
| 親会社株主に帰属する四半期純利益 | 4,164 | 3,920 |

【四半期連結包括利益計算書】
 【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

| | 前第3四半期連結累計期間 (自平成27年12月1日 至平成28年8月31日) | 当第3四半期連結累計期間 (自平成28年12月1日 至平成29年8月31日) |
|------------------|--|--|
| 四半期純利益 | 4,290 | 4,027 |
| その他の包括利益 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 3,895 | 1,454 |
| 繰延ヘッジ損益 | 247 | 4 |
| 為替換算調整勘定 | 569 | 43 |
| 退職給付に係る調整額 | 92 | 104 |
| 持分法適用会社に対する持分相当額 | 25 | 17 |
| その他の包括利益合計 | 4,594 | 1,528 |
| 四半期包括利益 | 304 | 5,555 |
| (内訳) | | |
| 親会社株主に係る四半期包括利益 | 380 | 5,438 |
| 非支配株主に係る四半期包括利益 | 76 | 117 |

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

(1) 連結の範囲の重要な変更

第1四半期連結会計期間より、重要性が増したため、(株)ニッケ起ダイニング及び杉本織物(株)を連結の範囲に含めております。

当第3四半期連結会計期間より、清算のため、南海ニッケ・トレンガヌ社を連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の範囲の重要な変更

該当事項はありません。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

該当事項はありません。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を第1四半期連結会計期間から適用しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は次のとおりであります。

| | 前第3四半期連結累計期間 (自 平成27年12月1日 至 平成28年8月31日) | 当第3四半期連結累計期間 (自 平成28年12月1日 至 平成29年8月31日) |
|---------|--|--|
| 減価償却費 | 2,576百万円 | 2,701百万円 |
| のれんの償却額 | 91 | 136 |

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 平成27年12月1日 至 平成28年8月31日)

(1)配当金支払額

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 | 配当の原資 |
|----------------------|-------|-----------------|-----------------|-----------------|----------------|-------|
| 平成28年2月25日 定時株主総会 | 普通株式 | 884 | 12 | 平成27年 11月30日 | 平成28年 2月26日 | 利益剰余金 |
| 平成28年7月13日 取締役会 | 普通株式 | 737 | 10 | 平成28年 5月31日 | 平成28年 8月18日 | 利益剰余金 |

(2)基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間末後となるもの
該当事項はありません。

(3)株主資本の金額の著しい変動

当社は、平成27年8月21日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議し、平成27年12月28日に自己株式2,000,000株の消却を実施いたしました。この結果、第1四半期連結会計期間において資本剰余金が39百万円、利益剰余金が1,263百万円、自己株式が1,303百万円それぞれ減少しております。

当第3四半期連結累計期間(自 平成28年12月1日 至 平成29年8月31日)

(1)配当金支払額

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 | 配当の原資 |
|----------------------|-------|-----------------|-----------------|-----------------|----------------|-------|
| 平成29年2月24日 定時株主総会 | 普通株式 | 884 | 12 | 平成28年 11月30日 | 平成29年 2月27日 | 利益剰余金 |
| 平成29年7月12日 取締役会 | 普通株式 | 737 | 10 | 平成29年 5月31日 | 平成29年 8月18日 | 利益剰余金 |

(2)基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間末後となるもの
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成27年12月1日至平成28年8月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

| | 報告セグメント | | | | | 調整額 (注1) | 四半期連結 損益計算書 計上額 (注2) |
|----------------------|------------|------------|---------------|------------|--------|-------------|-------------------------------|
| | 衣料繊維 事業 | 産業機材 事業 | 人とみらい 開発事業 | 生活流通 事業 | 合計 | | |
| 売上高 | | | | | | | |
| (1)外部顧客への売上高 | 26,851 | 13,466 | 25,373 | 7,369 | 73,062 | 1 | 73,063 |
| (2)セグメント間の内部売上高又は振替高 | 192 | 226 | 556 | 386 | 1,362 | 1,362 | - |
| 計 | 27,044 | 13,693 | 25,930 | 7,755 | 74,424 | 1,360 | 73,063 |
| セグメント利益 | 1,694 | 726 | 4,010 | 415 | 6,847 | 1,078 | 5,768 |

(注)1.セグメント利益の調整額 1,078百万円には、セグメント間取引消去 4百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 1,074百万円が含まれております。全社費用は、主にセグメントに帰属しない一般管理費等であります。

2.セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第3四半期連結累計期間(自平成28年12月1日至平成29年8月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

| | 報告セグメント | | | | | 調整額 (注1) | 四半期連結 損益計算書 計上額 (注2) |
|----------------------|------------|------------|---------------|------------|--------|-------------|-------------------------------|
| | 衣料繊維 事業 | 産業機材 事業 | 人とみらい 開発事業 | 生活流通 事業 | 合計 | | |
| 売上高 | | | | | | | |
| (1)外部顧客への売上高 | 26,072 | 15,292 | 25,481 | 9,254 | 76,100 | 0 | 76,100 |
| (2)セグメント間の内部売上高又は振替高 | 304 | 258 | 584 | 353 | 1,501 | 1,501 | - |
| 計 | 26,376 | 15,550 | 26,066 | 9,608 | 77,602 | 1,501 | 76,100 |
| セグメント利益 | 1,121 | 1,202 | 4,085 | 518 | 6,927 | 1,242 | 5,685 |

(注)1.セグメント利益の調整額 1,242百万円には、セグメント間取引消去 11百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 1,231百万円が含まれております。全社費用は、主にセグメントに帰属しない一般管理費等であります。

2.セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は以下のとおりであります。なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

| | 前第3四半期連結累計期間 (自平成27年12月1日 至平成28年8月31日) | 当第3四半期連結累計期間 (自平成28年12月1日 至平成29年8月31日) |
|--------------------------------|--|--|
| 1株当たり四半期純利益金額 | 56円50銭 | 53円20銭 |
| (算定上の基礎) | | |
| 親会社株主に帰属する四半期純利益金額 (百万円) | 4,164 | 3,920 |
| 普通株主に帰属しない金額(百万円) | - | - |
| 普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益金額(百万円) | 4,164 | 3,920 |
| 普通株式の期中平均株式数(千株) | 73,699 | 73,697 |

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

中間配当金の支払

平成29年7月12日開催の取締役会において、平成29年5月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、次のとおり中間配当金の支払を決議しました。

| | |
|--------------------|------------|
| 中間配当金総額 | 737百万円 |
| 1株当たり中間配当金 | 10円00銭 |
| 支払請求権の効力発生日及び支払開始日 | 平成29年8月18日 |

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年10月11日

日本毛織株式会社

取締役会 御中

ひびき監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 安岐 浩一 印

業務執行社員 公認会計士 中須賀 高典 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本毛織株式会社の平成28年12月1日から平成29年11月30日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成29年6月1日から平成29年8月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成28年12月1日から平成29年8月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本毛織株式会社及び連結子会社の平成29年8月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。